

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当)に
当たるときは、そ
の翌日)

目 次

- ◆ 告 示 青少年に有害な図書類の指定
保険医等の登録
ふ化業者の登録
豚等の移入の禁止
保安林の指定の解除
保安林の指定の解除予定(二件)
- ◆ 公 告 狩猟免許試験の実施
猟銃等の取扱いに関する講習会の開催

告 示

鳥取県告示第八百二十四号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図

書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 謙 三

指定番号	種 別	題 名	書 号	発 行 記 号 等	類 別	表示された発行所名
654	雑誌その他 の刊行物	ピンク特報 熱く広げて、 ピンク特報 女子高生 ぬるぬる遊び Vol.27		P T-9	アリス出版	
655	“	実話ダイナミア 淫戯のけぞり 新SEX情報		D P-9	ジョイフル出版社	
656	“	ナイトクラブ増刊 女陰絶頂 誘惑 No.75		Z N-9	綴アツパル社	
657	“	●レポート 体位大研究 ●レポート 体位研究 第5巻9号通巻45号		R-9	綴アツパル社	
658	“	エロスアツパル増刊 兄妹性交 第5巻第9号通巻60号 EROSUP 増刊 私の陰唇を...開きます		E Z-9	アツパル社	
659	“	聖子の恥毛 WHITE MESSAGE SOUTH WIND		C G- カ0	Do企画	
660	“	エキサイティング・マガジン ボディ・マガジン SERIES 35		B-8	ギヤル出版	
661	“	SCREENW スクリーン 少女の陰部		S K-2	トラビビジョン	
662	“	特集 女子高生 われぬ 濡れ恋		C G- ヨ6	Do企画	
663	“	ADULT CINEMA		A D-9	海鳴書房	
664	“	女子高生 秘 夏期講習 必ず泣き		C G- イ9	アリス出版	

665	"	恥部まるみえ 少し愛して	CG- 46	Do企画
666	"	ガール & ガール 女狐 乱交 第6巻第9号「通巻63号」 Vol.53	G-9	傑アリス出版
667	"	激しく入れて お好きにせめて	CG- ウ2	マリテ書房
668	"	局部無修正	CG- ウ1	アリス出版
669	"	ルーシー LUCY 初めての体験 不思議な性器	LJ-9	傑アリス出版
670	"	女子高生 有子 性器感触 情熱期	CF- テ6	傑アリス出版
671	"	S.M.強姦現場 直撃シャッター もっと犯して	JNMA 011坂	傑グラフィック赤坂
672	"	透けた恥毛 めはえ	CF- ヨ2	Do企画
673	"	セーラー服 激痛 女子高生 好奇心	C1- U1	大東出版
674	"	女の手帖 ウーランウオツチソング 「原宿」	OT-9	土曜出版社
675	"	痴め 上手 劣情期	CG- イ3	傑アリス出版
676	"	アリス スペシャル Alice SPECIAL 桃色陰裂	AS-9	傑アリス出版
677	"	露出連犯	JNMA 011坂	傑グラフィック赤坂
678	"	Make LOVE メイクラテ	CG- ヨ7	—
679	"	WOW / ERIKO WATANABE	—	THE ASDKA CO., LTD
680	"	人魚姫	—	春秋社

681	"	女子大生 マンション・トルコ MAN-TORU February 1 '82.	JNMA 011	OTO SHOBOW CO.
682	"	股間炸裂 彼女は氣紛れ	B1- R3	プランニングプレス
683	"	女子高生 艶化粧 夢見る年頃	C1- Q2	画報社
684	"	制服天使	—	PAL同人
685	"	初夢 First Dream	JNMA 021坂	傑グラフィック赤坂
686	"	らんまん 2集	—	コスモ企画
687	"	PINK MELON Photo by KEN TAKAHASHI	—	EDEN ART ENTERPRISE
688	"	少女マノン戯 出逢い	CG- イ8	Do企画
689	"	クリトリス痴め テニキのヨメサン	CF- テ2	傑アリス出版
690	"	美肉天使 夢精	C1- V1	大東出版
691	"	処女のしずく 美伝説	051A004	傑明和出版
692	"	夢精遊戯 少女プロレマ淫開 夢精遊戯 第2巻9号通巻12号	MU9	アツガル社
693	"	快樂実話 告白人 女のからだ	ZD-9	傑土曜出版新社

鳥取県告示第八百二十五号
健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に

に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
竹田 洋子	鳥葉第四九七号	昭和五十七年七月八日
石 亀 裕 通	鳥齒第四三三二号	昭和五十七年七月九日
荻原 法子	鳥齒第四三三三号	"

鳥取県告示第八百二十六号

養鶏振興法（昭和三十五年法律第四十九号）第七条第一項の規定に基づき、次のとおりふ化業者を登録したので、同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録番号	登録年月日	ふ化業者の名称及び住所	ふ化場の名称及びその所在地
第一号	昭和五十七年八月一日	山陰食鶏農業協同組合 西伯郡淀江町大字中間一七	山陰食鶏農業協同組合ふ卵場 西伯郡淀江町大字中間六〇八
第二号	"	鳥取養鶏農業協同組合 鳥取市秋里三一五	鳥取養鶏農業協同組合 鳥取市秋里三一五
第三号	"	鳥取県経済農業協同組合連合会 鳥取市末広温泉町七二四	鳥取県経済農業協同組合連合会鳥取種鶏場 鳥取市賀露町西浜一七六

鳥取県告示第八百二十七号

豚コレラ予防に関する規則（昭和二十六年七月鳥取県規則第四十五号）第一条の規定に基づき、豚、その死体又は豚コレラの病原体をひろげるおそれがある物品の移入を禁止する区域を次のとおり指定する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北海道樺戸郡の区域

鳥取県告示第八百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兎字白浜六八八の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百二十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字大谷字高山三三の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百三十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年八月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字三田字漆ケサコ平一〇九〇の三、字一ノ谷山一〇九

一〇五三、一〇九一の五四

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第92号。以下「法」とい
う。）第7条第1項に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施する。

昭和57年8月17日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 受験対象者
鳥取県内に住所を有し、狩猟免許を受けようとする者
- 2 実施期日等

実 施 期 日	時 間	試 験 場 所
昭和57年9月14日（火）	9時30分	鳥取市東町一丁目271番地 鳥取県庁第二庁舎第22会議室
“ 9月17日（金）	“	米子市鞆町一丁目160番地 西部総合事務所講堂
“ 10月14日（木）	“	倉吉市巖城279番地 中部総合事務所大会議室

注 受験申込みのときに、受験希望月日を申し出ること。

- 3 試験科目
 - (1) 適性試験（視力、聴力及び運動能力）
 - (2) 知識試験（鳥獣保護及び狩猟に関する法令、猟具並びに鳥獣に関

する知識）

- (3) 技能試験（猟具の取扱い、距離の目測及び鳥獣の判別）

4 受験申込方法

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類を添えて、所轄の地方農林振
興局長に提出すること。

- (1) 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長
さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏
面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号）第4条第1項第1
号の規定による許可を現に受けていない者にあつては、その者が法第
6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

5 申込期限

受験をしようとする日の7日前まで

6 狩猟免許手数料及びその納付方法

- (1) 狩猟免許手数料2,800円。ただし、受験の日に狩猟免許を受けてお
り、これと異なる種の免許を受けようとする者にあつては2,000円
- (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許申請書の収
入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

7 携行品

受験票及び筆記用具

8 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課及び各地方農林振興局林業
課に問い合わせること。

鳥取県公報

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和38年法律第6号。以下「法」という。）
第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会
を次のとおり開催する。

昭和57年8月17日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 次

1 講習の種別

(1) 初心者講習

法第4条第1項第1号の規定により猟銃又は空気銃の所持許可を受
けようとする者を対象とした講習をいう。以下同じ。

(2) 経験者講習

現に法第4条第1項第1号の規定により許可を受けて猟銃又は空気
銃を所持している者を対象とした講習をいう。以下同じ。

2 開催の日時及び場所

区分	種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初 心 者 講 習		昭和57年9月8日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子市糍町1丁目151 鳥取県米子警察署公 議室	米子、境港、溝口、黒坂及 び八橋の各警察署の管内に 居住する者
		昭和57年10月14日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目271 鳥取県庁第二庁舎5 階第22会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住する者

経 験 者

昭和57年9月21日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂	岩美、鳥取、郡家、智頭及 び浜村の各警察署の管内に 居住する者
昭和57年10月5日 午後1時30分から 午後4時まで	米子市糍町1丁目151 鳥取県米子警察署公 議室	米子、境港、溝口及び黒坂 の各警察署の管内に居住す る者
昭和57年10月22日 午後1時30分から 午後4時まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁講堂	岩美、鳥取、郡家、智頭及 び浜村の各警察署の管内に 居住する者
昭和57年11月5日 午後1時30分から 午後4時まで	倉吉市住吉町77 鳥取県倉吉警察署公 議室	倉吉及び八橋の各警察署の 管内に居住する者

3 受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者で狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用
途に供するため猟銃又は空気銃の所持の許可を受けようとするもの

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当するもの

- ア 現に法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて猟銃又は空
気銃を所持している者
- イ 所持の許可の更新を受けようとする者又は買い替え等で新たな猟
銃又は空気銃の所持の許可を受けようとする者
- ウ 交付を受けている講習修了証明書が交付を受けた日から起算して
3年を経過している者

4 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間

ア 初心者講習 4時間

イ 経験者講習 2時間30分

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

5 考査

初心者講習にあつては、講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

6 受講の申込み

所定の受講申込書及び講習受講手数料の額(初心者講習にあつては3,000円、経験者講習にあつては1,500円)に相当する鳥取県収入証紙を受講日の7日前までに住所地在を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

7 携行品

筆記用具(ノート、ボールペン、万年筆等)